

行政監査結果に係る措置通知書

総務課	
行政監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(4)-1一時保管金(市職員等に対する宮城県市町村職員共済組合等からの助成金や見舞金等)</p> <p>保険事業の事務手数料を一時保管金で受入れ、白石市職員組合に同額を送金しているものが5件あった。これは地方自治法施行規則第12条の5第1号及び第2号にはあたらないことから、歳入歳出外現金として取り扱うことはできない。保険事業者から白石市職員組合に直接送金してもらうよう改めること。</p>	<p>令和5年度からの事務手数料については、保険事業者から白石市職員組合へ直接送金をしてもらうよう、振込先を変更する手続きを行います。</p>
<p>(4)-4一時保管金(災害義援金)</p> <p>東日本大震災義援金は令和4年1月28日に交付され、亡くなられた方3名分が令和4年度に繰越されているが、交付日から約1年経過していることから、3名分の支給等について、すみやかに所要の手続きを行われたい。</p>	<p>令和5年5月末までに白石市東日本大震災災害義援金配分委員会を開催し、義援金の残金の処理方法を決定します。</p>

行政監査結果に係る措置通知書

市民生活課	
行政監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(4)－1一時保管金(公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料等)</p> <p>公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料の令和4年度繰越額には、平成28年度に誤って徴収した1,400円(200円×7件)が含まれている。これは、平成29年3月に国へ平成28年度の実績を報告する際に判明したものであり、その時に対象者を調査したが特定できなかったため、その後、毎年度繰越しとなっているものである。今後においても対象者を特定し返還するのは難しいと思われる、また、毎年繰越金としていくことは適切ではない考えるので、今後の対応について検討すること。</p>	<p>誤徴収した1,400円については、令和4年度中に歳入歳出外現金から一般会計諸収入の雑入へ公金振替する事務処理を行い、令和5年度への繰越金とならないようにいたします。事務処理の後、返還の請求があり、誤納していたことが確認された場合は、返還金として予算措置した上で返還する事務手続きを行うことといたします。</p>

行政監査結果に係る措置通知書

建設課	
行政監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(4)-7一時保管金(その他一時保管金、子育て応援住宅家賃過誤納金)</p> <p>今回の事案は、子育て応援住宅の家賃収納委託業者が、令和2年6月分を1,000円多く納付、令和2年12月分を12,000円多く納付したことにより、一時保管金となっていたものであった。事案が発生した際に、すぐに業者へ連絡し還付すべきであったが、事務処理を失念していたものである。さらに、令和2年度から令和3年度、和4年度へ繰越しとなった際、会計課より通知があったが、この時も確認を失念している。今回の調査により事務処理漏れに気づいたものであり、今回の調査がなければ、さらに返還が遅れていたと思われる。早急に返還の手続きを行うとともに、今後は、このようなことが無いよう確認を徹底する。</p> <p>また、家賃過誤納金を一時保管金とする根拠法令がないことから、歳入歳出外現金として取り扱うことはできない。一時保管金としない方法を検討すること。</p>	<p>今回ご指摘いただいた一時保管金13,000円につきましては、令和4年12月23日に家賃収納委託業者へ還付しました。</p> <p>今後の対応について、子育て応援住宅出納関係担当者及び家賃収納委託業者に対し令和5年3月3日に 出納関係等について打合せを行い、金額を精査の上納付すること及び誤納付が生じた場合は、速やかに還付を受けることを周知徹底しました。</p> <p>また、家賃過誤納金を一時保管金としたことについては、根拠法令がないことから、誤納付があった場合は速やかに還付を行い、一時保管金としないことといたします。</p>
<p>(5)-1敷金(市営住宅敷金)</p> <p>◎ 市営住宅管理システムを活用する等により、入居者個々に敷金の管理ができるよう改善し、々の積み上げによる敷金の合計額を算出すること。また、入居許可関係綴において、敷金の受領が明記されていないもの等は、確認の上、適切に対応すること。その上で、財務会計で管理している敷金の額と照合し、一致していない場合は、対応策を検討し、適切かつ速やかに対応すること</p> <p>◎ 市営住宅に居住している1世帯について、敷金16,500円の一部未納が確認された。これは、令和元年台風第19号により、入居していた市営住宅が被災したことから、令和元年12月より別の市営住宅に住み替えたことによる住み替え前の市営住宅敷金との差額であった。敷金は本来入居前に納入されるものであり、災害によるやむを得ない住み替えだったとしても、2年以上の間未納であり、分納もされていない。年度の繰越しも3回あり、その都度、会計課より通知があったはずだが、この時も確認を失念している。今回の調査により事務処理漏れに気づいたものであり、今回の調査がなければ、さらに対応が遅れていたと思われる。早急に入居者と連絡を取り、適切に対応すること</p>	<p>市営住宅管理システムの敷金額において、入居請書との照合を行い、368戸17,531,350円を算出しました。</p> <p>これにより、これまで財務会計に敷金として管理されていた19,542,290円との差額2,010,940円は、令和4年度において一般会計へ繰入することを、会計課及び財政課と打合せをしております。</p> <p>敷金の一部未納者については、これまでの間住宅使用料の滞納が発生していたため、分納により納付いただいております。今回のご指摘により敷金の一部未納が確認されたことに伴い、令和5年2月7日に残金の16,500円を納付いただきました。</p>

◎ 市営住宅退去時の敷金の精算について、記入漏れが見られたことから、修繕に係る不足金の納入や業者への支払い等を含めた記録を確実にを行うよう改めること

入居に伴う敷金の納付状況及び退去に伴う敷金の払い出しが確認できる出納簿を作成し管理を行います。
また、年度末に公営住宅管理システム及び敷金出納簿にて、残高の確認を行い、次年度へ繰り越すことといたします。

行政監査結果に係る措置通知書

上下水道事業所	
行政監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(4)-8 一時保管金(その他一時保管金、企業債の受払い)</p> <p>企業債を、歳入歳出外現金として受払いする法的根拠もないことから、歳入歳出外現金として取り扱うことはできない。企業会計で直接受入れるよう改めること。</p>	<p>令和5年2月6日に今回の行政監査結果報告書について所内で報告内容及び指摘事項の情報共有を図りました。令和5年度分より、企業債の受入は企業会計で直接受入するよう改めることとしました。</p>